

# 東日本大震災による被災者に係る郡山市男女共同参画センター使用料免除基準

平成23年6月1日制定

[ 市民部男女共同参画課 ]

( 趣旨 )

第1条 この要綱は、郡山市男女共同参画センター条例（平成14年郡山市条例第3号。以下「条例」という。）第10条に規定する使用料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

( 免除団体 )

第2条 東日本大震災により被災した者（以下「被災者」という。）の生活支援活動を行う次に掲げる市外の団体の使用については、条例第10条第5号の規定により、使用料の全額を免除する。

(1) 福島県及び福島県内の市町村

(2) 公共的団体

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体

ア 主として被災者で構成されていること。

イ 規約又は会則若しくはこれらに準じる書類を備え、組織体制が明確であること。

ウ 営利又は宗教的若しくは政治的な活動を目的としないこと。

( 申請書の添付書類 )

第3条 前条の規定による免除を受けようとする団体（前条第1号に掲げる団体を除く。）は、郡山市男女共同参画センター条例施行規則（平成14年郡山市規則第23号）第7条第2項の男女共同参画センター使用料免除申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規約又は会則若しくはこれらに準じる書類

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 役員名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する書類は、被災者の生活支援活動を目的とした団体であることが明らかである場合は、その全部又は一部の添付を省略することができる。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から適用する。